

令和7年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ 業務委託仕様書（案）

1 事業の概要

本県では、産業や生業を始めとした地域の再生の担い手を確保する点で、全国から新たな活力を呼び込むために避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村のこと。以下、「12市町村」という。）における移住を促進している。

本業務では、様々な課題を抱えており、また、復興の進度もそれぞれ異なる12市町村の状況を踏まえ、移住促進上の課題の解決に係る先進的な事例等を調査した上で、必要な移住促進施策案を作成し県及び12市町村へ共有することにより、移住促進施策の向上を図る。

2 業務実施期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 調査及び事業化の検討

12市町村の移住促進に向け、次のア～イについて現状や課題、先進事例等に関する調査を行った後、その結果に基づき、県及び12市町村における事業化の可能性を検討し、移住促進施策案としてまとめること。調査結果及び移住促進施策案については、県及び12市町村に対し、情報共有すること。

なお、業務の実施に当たっては、業務遂行に必要な事項について甲と協議の上、決定すること。

ア 定着支援

12市町村への移住者の生活実感や悩み、課題等について調査を行い、移住者の属性に応じたニーズの傾向等について分析を行う。

また、分析結果に基づき、他地域での先進的な取組について調査した上で、定着に向けた支援案を作成する。

○調査対象移住者数 30人程度

イ 広域連携

県及び12市町村における令和3年度以降の移住促進事業実施状況及び移住に係る現状等を俯瞰的にとりまとめた上で、復興や移住の進捗等を踏まえ、県及び12市町村の移住促進施策における連携及び役割分担に係る方針案を作成する。

また、上記方針案に基づき、他地域での先進的な取組について調査した上で、移住促進施策案を作成する。

- (2) 12市町村職員等を対象とした研修の実施
 - 12市町村職員等に対して、1回以上研修を実施すること。なお、研修に関する参加者の旅費・交通費等については、参加者の負担とする。
 - おって、研修の内容、日程等については、事前に甲と協議を行うこと。
- (3) 業務進捗状況報告
 - 原則として、対面により、月1回以上、業務の進捗状況等について、甲に報告すること。
- (4) 報告書の作成
 - 乙は、令和7年8月29日（金）までに、本業務の中間報告書を甲に提出すること。
 - また、乙は、成果品として、事業終了日までに報告書を2部作成し、データとともに甲に提出すること。

4 実施体制

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えることとし、業務実施計画書及び実施体制図を甲に提出すること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主たる責任者を定め、甲との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

5 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に必要な費用は、全て委託料に含めることとし、乙が負担すること。
- (2) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (3) 乙は、業務遂行に当たり甲と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (4) 乙は、仕様書に疑義が生じたとき、あるいは仕様書に規定していない事項で必要のある場合は、甲と速やかに協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 乙は、本業務に係る会計検査院の検査が実施される場合には、甲に協力しなければならない。
- (6) 本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報
報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは
引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が
別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は
廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄
しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個
人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書
を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反
する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに
甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要
な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従
うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙
に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監
督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合には
これに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために
必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託
先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定
する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委
託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、
この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵
守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる

場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。